

せいかつほご

# 生活保護のしおり



せいかつほご

## 生活保護とは…

せいかつほご せたい しゅうにゆう きゅうよ ねんきん くに さだ さいていせいかつひ  
生活保護とは、世帯の収入（給与や年金など）が、国の定めた最低生活費を

したまわ したん さまざま せいどなど かつよう せいかつ いじ せたい たいしゅう  
下回り、資産や様々な制度等を活用しても生活の維持ができない世帯を対象に、

じりつ せいかつ しえん せいど  
自立した生活ができるよう、支援する制度です。

せいど にほんこくみん たい せいど がいこくせき かた にほん ていじゅう  
この制度は、日本国民に対する制度ですが、外国籍の方でも日本に定住されて

かた ばあい にほんこくみん じゅん てきよう ふふくもうした のぞ  
いる方などの場合は、日本国民に準じて適用（不服申立てを除く。）されます。

こんきよ けんこう ぶんかてき さいていげんど せいかつ ほしやう けんぽうだい じょう せいかつほごほう  
（根拠：「健康で文化的な最低限度の生活」の保障（憲法第25条）、生活保護法）



静岡県

## 生活保護を受ける方の権利

生活保護を受ける方には、次のような権利が保障されています。

✔ 正当な理由なく、生活保護費が減額されることや、生活保護を停止されること

は、ありません。(不利益変更の禁止)

✔ 生活保護費に税金を掛けられることはありません。(公課禁止)

✔ 生活保護費を差し押さえられることはありません。(差押禁止)

✔ 生活保護の変更や停止、廃止については文書でお知らせしますが、決定内容に不服がある場合は、一定の条件のもとで、審査請求することができます。

## 生活保護を受ける前に…

生活保護を受ける前に、活用できる資産や能力など、あらゆる手段を尽くさなければいけません。生活保護は、いわば最後のセーフティネットです。(生活保護法第4条)

<生活保護を受ける前に活用すべき資産や能力などの例示>

▶ 働くことができる人は、能力に応じて働く必要があります。

▶ 財産(例えば不動産、預貯金、貴金属、生命保険、自動車など)がある場合は、それらを換金して、生活費に充ててください。

※ 状況によっては換金しなくてもよい場合もあります。くわしくは窓口にてご相談ください。  
▶ 年金や各種手当、社会保障制度など、生活保護以外で活用できる制度がある場合には、それらを優先的に活用してください。

▶ 親、子ども、兄弟姉妹などのご親族から、仕送りや養育費を受けることができる場合は、生活保護に優先して、生活費に充てていただきます。

※ ご親族は可能な範囲で援助を行うものであり、ご親族がいるということだけで生活保護を利用できないということはありません。ご親族に対して、援助の可能性について照会を行うことがあります。ご親族のご事情等により照会を行わない場合もあります。詳しくは窓口にてご相談ください。

さまざまな取組にも関わらず、生活が困難な場合に生活保護が検討対象になります。

## せいかつ ほ ご てつづき 生活保護の手続

せいかつ ほ ご う てつづき  
生活保護を受けるための手続は、次のとおりです。

- ① 相談…生活にお困りの方は、お住まいの町役場の福祉窓口にご相談してください。  
(②以降の手続は、福祉窓口での説明に沿って進めていきます。)
- ② 申請…生活保護希望者が、申請書類を整え、役場の福祉窓口申請します。
- ③ 調査…生活保護実施機関(\*1)が、申請者の資産や働く能力などを調査します。
- ④ 審査…生活保護実施機関が、調査後、生活保護の要否を審査します。
- ⑤ 決定…生活保護実施機関が、生活保護の要否等を決定し、申請者に通知します。

(\*1) 生活保護実施機関…市の場合: 市の福祉事務所

町の場合: 県の健康福祉センター(町役場経由)

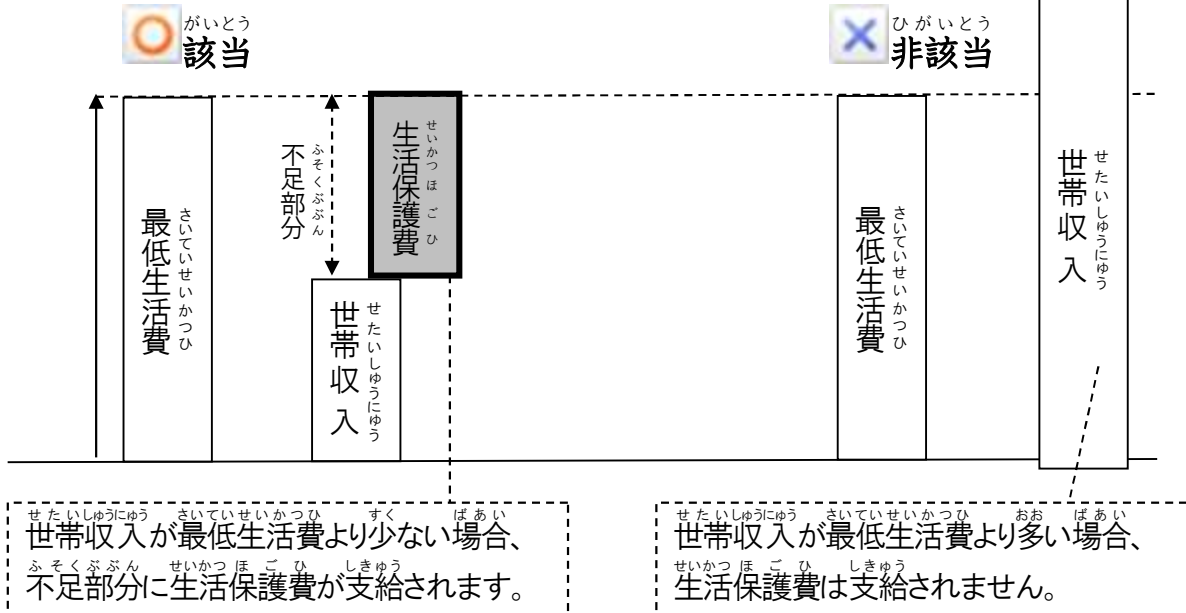
## せいかつ ほ ご ひ つぎ けいさん 生活保護費は次のように計算します

生活保護の支給額は、国が定める基準(最低生活費(\*2))と、申請があった対象世帯の収入(\*3)を比較し、収入が最低生活費に満たない場合の不足額が、生活保護費(\*4)として支給されます。

(\*2) 最低生活費…食費・衣類などの生活費、家賃などの住宅費、教育費や医療費など生活全般にわたる経費のうち、生活するうえで必要なものを合計したもの。

(\*3) 収入…世帯全ての収入(年金、給料、手当、ボーナス、内職収入、営業収入、仕送り、保険配当金、臨時収入など)です。働いて得た収入については、一定の控除額が認められます。

(\*4) 生活保護費…対象世帯の構成や季節等で異なり、常に一定のものではありません。



# 生活保護を受ける方の義務（守っていただくこと）

生活保護を受ける方は、生活保護費の給付を受ける権利を他の人に譲り渡すことはできない（譲渡禁止）とともに、次のような義務があります。必ず守ってください。

## 1 生活上の義務

- 働ける方は、その能力に応じて働き、収入を得るよう努めてください。
- 無駄のない、規則正しい生活をおくってください。
- 住居費や給食費、教材費等は、その目的のために使い、滞納しないでください。（保護費の前借りや、追加支給はできません。）
- お金の貸し借りはしてはなりません。借金は収入と認定されますので結果として保護費が少なくなります。
- 福祉事務所が認めたとき以外、自動車の使用は所有・借用を問わず認められません。
- 被保護者以外が受取人となっている生命保険、貯蓄的な性格の強い保険等の保有は認められません。
- 病気等で働くことが難しい方は、医師の指示に従って、治療に専念してください。

## 2 届出の義務

- 少なくとも年に1回は、世帯の資産申告と収入申告が必要です。（収入申告書を町役場福祉窓口に提出してください。）
- 収入や資産に変化があったときは、すべて速やかに申告してください。  
(例) ●給与や賞与 ●年金や恩給 ●雇用保険 ●保険金 ●慰謝料  
●親族からの仕送り ●自動車や不動産の売却益 など
- 生活状況に変化があったときは、速やかに報告してください。  
(例) ●就職や退職 ●世帯員の転居 ●結婚 ●死亡 ●健康保険の喪失  
●家賃や地代の変更 ●長期間の不在 など

## 3 指示等に従う義務

- 担当のケースワーカー(\*5)の指示や指導等には必ず従ってください。  
(ケースワーカーは、生活状況の確認や相談対応のため、定期的に生活保護の受給者宅を訪問します。遠慮なく相談しましょう。)

(\*5)ケースワーカー…生活保護を受ける方の相談対応や支援、指導等を担う役割。市の場合は市福祉事務所職員が、町の場合は県の健康福祉センター職員が、担当します。

# 生活保護に関する留意事項

## 生活保護費の受け取り方

▶ 生活保護費は、原則として毎月5日までに口座振替で支払われます。  
 (特別の事情が生じた場合は、役場窓口で支払う場合があります。窓口で受け取る場合は、印鑑と「保護決定通知書」または「支給通知書」が必要です。)

## 生活保護の種類(支給項目)

▶ 生活保護の種類(支給項目)は、8種類あります。

①生活扶助…衣食や光熱水費等	②住宅扶助…家賃、地代等
③教育扶助…学用品、給食費等	④医療扶助…病院等の医療費等
⑤介護扶助…介護サービス関連費	⑥出産扶助…出産関係費
⑦生業扶助…技能や資格取得費用等	⑧葬祭扶助…葬儀費用等

▶ どのような支給項目を受けられるかは、個別の状況によって異なります。

## 病気やケガで医療機関にかかる場合

▶ 生活保護が開始されると、国民健康保険証や後期高齢者医療被保険者証は、使用できません。

職場の健康保険証や自立支援医療受給者証は利用してください。

▶ 病院や診療所にかかるときは、事前に町役場に申し出て、「診療依頼書」の発行を受けて下さい。受診の際に必要な書類ですので、病院窓口にて「診療依頼書」を提出してください。

▶ 休日や夜間など緊急で受診する際は、「生活保護休日・夜間等受診証」を病院窓口で提示してください。(「生活保護休日・夜間等受診証」は保護開始時に交付されますので、大切に保管してください。)

▶ 健康保険に加入されている人は、保険証と一緒に「診療依頼書」または「生活保護休日・夜間等受診証」を病院窓口で提示してください。

▶ 医薬品は、原則として後発医薬品(ジェネリック医薬品)となります。

▶ 同じ病気やけがで複数の医療機関を利用しないでください。



## ◇生活保護に伴う各種減免手続きについて

▶ 生活保護を受けている方は、次の料金等の減免(負担の軽減や免除など)を受けられる場合があります。  
 (例・NHK受信料・住民税・固定資産税・国民年金保険料・保育園保育料など)

## ◇保護費の返還について

▶ 年金、手当、生命保険、不動産等の活用できる資産はあっても、生活が困窮して必要なときまでに現金化ができず、生活保護を受けた場合、あとで資産が現金化されたときは、すでに支給された保護費(医療費等を含む。)は返還していただくことになります。  
 ▶ 生活保護の受給者や家族が、保護を受給するうえでの義務を守らなかったり、事実と異なる申請や届出をしたりして、不正に生活保護を受けた場合は、すでに支給された保護費(医療費等を含む。)は返還しなければなりません。また、刑法の規定で処罰されることがあります。  
 ▶ 以上が守られない場合、保護が停止・廃止となる可能性があります。

\* いずれも、くわしくは町役場や県の健康福祉センターあるいは担当のケースワーカーに、ご相談ください。

## お問い合わせ・相談先

生活保護の利用や自立した生活を目指すための取組などで、困ったり、疑問に思ふことがあったら、何でも遠慮なく、ケースワーカーや民生委員などに相談しましょう。  
 個人の秘密は固く守りますので、安心して、頼ってください。



### <相談先>

区分	所属・氏名	電話番号
あなたの地区の民生委員		( ) -
町役場の担当者		( ) -
あなたのケースワーカー		( ) -

静岡県中部健康福祉センター 福祉課 生活保護班

住所 〒426-0075 藤枝市瀬戸新屋 362 - 1 静岡県藤枝総合庁舎 3階  
 電話 054 - 644 - 9274

